

吹田市公告第429号

上の川上面整備工事に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年6月21日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 工事名称 | 上の川上面整備工事 |
| 2 | 工事場所 | 吹田市垂水町1丁目地内ほか |
| 3 | 工 期 | 市議会可決後（「24 契約の締結」のとおり。） ～ 令和8年3月13日 |
| 4 | 工事種類 | 土木一式工事 |
| 5 | 工事概要 | 道路改良【府道吹田箕面線】 一式
遊歩道整備 一式
道路改良【円山垂水4号線】 一式
仮設道路 一式
仮設工 一式 |
| 6 | 予定価格 | 302,679,000円（税抜） |
| 7 | 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 8 | 入札回数 | 1回 |
| 9 | 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条に基づき免除 |
| 10 | 契約保証金 | 契約金額の10%以上
※議会の承認後に本市から連絡をするので、当該日に有効となるように契約の保証
について、必要な準備をしておくこと。 |
| 11 | 支払条件 | （1）前払い有り
（当該年度の出来高予定額の40%以内の額。令和6年度～令和7年度各1回。）
（2）中間前払い有り
（当該年度の出来高予定額の20%以内の額。令和6年度～令和7年度各1回。）
（3）部分払い有り（令和6年度末1回払いとする。）
※前払い金、中間前払い金及び部分払い金については、当該請求に係る年度の
予算額を限度とする。 |
| 12 | 主な保険等 | 以下に掲げる全て。
（1）労働者災害補償保険 |

- (2) 土木工事保険（請負代金額かつ「工期＋1 か月」で加入）
- (3) 第三者に対する損害賠償保険
（1 事故対人 1 名につき、3, 0 0 0 万円以上、かつ総額 2 億円以上）
- (4) 建設業退職金共済

13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本工事は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）での参加とし、JVでの参加の場合、施工方式は共同施工方式とする。ただし、単体企業（事業協同組合を含む。）で参加する場合はJVの構成員になることはできない。
- (2) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。
- (3) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。

- (4) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和 6 年度中に落札（落札候補者を含む）した件数が、本件の落札候補者決定時において 2 件未満である者であること。ただし、JVでの落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

なお、本案件にJVで参加する市内事業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者をいう。以下同じ。）については、下記に示す年間の受注件数の制限は対象外とする。

吹田市ホームページ内＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞工事及び工事関連コンサル関係入札情報＞電子入札＞「（お知らせ）令和 6 年度の電子入札について」＞4 一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等（1）ア（イ）

- (5) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、令和 6 年度中に本案件以外の業種（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）を落札（落札候補者を含む）していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。
- (6) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種（建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
- (7) 入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の写しを本市（総務部契約検査室）に提出していること。（未提出の場合は、必ず令和 6 年 7 月 9 日（火）までに提出すること。）

- (8) 単体企業で参加する場合

ア 市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。以下同じ。）であること。なお、事業協同組合にあっては、市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

イ 本市の令和6年度の入札参加有資格者等級格付け（以下「等級格付け」という。）において、本案件と同一業種でA等級の認定を受けていること。

ウ 準市内事業者については、受付最終日における「評定値通知書の土木一式工事の総合評定値」（以下、「土木一式工事のP点」という。）が、1,150点以上であること。

エ 準市内事業者については、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。）が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡し平成26年度から受付最終日まで完了していること。）。

市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績がある者であること（完成・引渡し受付最終日まで完了していること。）。

なお、市内事業者及び準市内事業者の実績がJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

オ 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

カ 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

（9）JVで参加する場合

ア JVは自主結成とし、構成員の数は2社とする。ただし、2以上のJVの構成員になることはできない。

イ JVの構成員の出資比率は30%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

ウ JVの各構成員の資格は次のとおりとし、（ア）と（イ）各1社ずつの組合せによるものとする。

（ア）「代表者」

a 本市の資格者名簿に建設工事で登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。市内事業者又は準市内事業者については、本市の資格者

名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

- b 本市の令和6年度の等級格付けにおいて、本案件と同一業種でA等級の認定を受けていること。
- c 受付最終日における土木一式工事のP点が、市外事業者（本市の資格者名簿に市外で登載されている者をいう。以下同じ。）については1,300点以上、準市内事業者については、1,150点以上であること。
- d 市外事業者及び準市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが平成26年度から受付最終日までに完了していること。）。

市内事業者については、官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績がある者であること（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。

なお、市内事業者、準市内事業者及び市外事業者の実績がJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

- e 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- f 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。

(イ)「構成員」

- a 市内事業者であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- b 本市の令和6年度の等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けていること。
- c 本案件と同一の業種に関し、国家資格を有する主任技術者を1名以上工事現場に専任配置できること。ただし、受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- d 官公庁等が発注した本案件と同一の業種の工事を元請として施工した実績があること（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。なおJVによる施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

14 入札の無効

前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該

確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請

(1) 入札に参加を希望する単体企業又は J V の代表者は、システムにより「競争参加資格確認申請」を行うこと。その際、J V で参加する場合は必ず J V 名称を入力し、システムにおいて「競争参加資格確認申請」の「J V 参加」欄にチェックすること。なお、J V 名称には英語等による通称名又は愛称名は避け、社名の略称を用いること。

(2) 申請受付期間

令和 6 年 6 月 2 4 日（月）午前 9 時から

令和 6 年 7 月 9 日（火）午後 5 時までのシステム稼働中

(3) 本入札に参加を希望する J V の代表者は、前記の申請と合わせて下記の証拠書類をシステムからダウンロードして作成し、郵送により提出すること。郵送にあたっては、配達記録の残る郵便等を使用し、封筒の表面に「工事名」を朱書すること。

ア 様式 1 「入札参加資格確認申請書」

イ 様式 2 「特定建設工事共同企業体協定書」

ウ 様式 3 「委任状」

(4) 提出先

〒 5 6 4 - 8 5 5 0 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

吹田市総務部契約検査室

(5) 提出期限 令和 6 年 7 月 1 9 日（金）までに必着のこと。

(6) 提出された証拠書類については、返却しない。

16 入札参加資格確認結果

(1) 入札参加資格の確認については、申請時に単体企業及び J V 代表者の等級格付け等について、システムが行う事前審査、開札から落札候補者決定までに行う審査（システムにより添付された書類等の審査）及び開札後に 15（3）及び 21（3）の証拠書類に基づいて行う事後審査の 3 段階に分けて実施する。

(2) 事前審査の結果については、システムにより単体企業及び J V の代表者に通知する。

(3) 結果通知日 令和 6 年 7 月 1 1 日（木）

17 設計図書等の交付

システムからダウンロードすること。

18 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後 5 時

(2) 回答掲載開始日時 令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 3 時

19 入札書の提出及び開札

(1) 入札書の提出は申請者（J V の場合は、J V の代表者）がシステムにより行

うこと。なお、入札金額（税抜）のほか任意の電子くじ用数値（3桁まで）を必ず入力すること。（JVの場合は、JV名称についても必ず入力すること。）

（2）入札書受付期間

令和6年7月22日（月）午前9時から

令和6年7月23日（火）午後5時までのシステム稼働中

（3）開札日時

令和6年7月24日（水）午前9時30分以降

（開札は、公告番号順に行う。）

20 落札候補者の決定

- （1）開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、提出期限までに13（7）及び15（3）の書類提出がない場合、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。JV（構成員数2社）で参加する場合、事前審査においてJVの代表者に入札参加資格「有」と通知した場合でも、他の構成員に等級格付けがされていない場合は、入札は無効となるため、落札候補者となることはできない。
- （2）最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

21 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル（形式はPDF）にて、（4）のメールアドレス宛に送信すること。電子ファイルを確認後、本市から連絡するので、押印が必要な書類は原本を契約検査室宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書（落札候補者用）については、システムよりダウンロードして作成すること。

- （1）提出日時 令和6年7月24日（水）

※電子ファイルを提出する時刻は本市から落札候補者へ連絡する。

- （2）提出場所 吹田市総務部契約検査室

- （3）提出書類

ア 配置予定技術者等調書（JVの場合は構成員全員分）

イ 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格者証の写し（JVの場合は構成員全員分）（ただし、監理技術者については、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。）

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（受付最終日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの（JVの場合

合は監理技術者及び主任技術者については構成員全員分、現場代理人については、ＪＶ代表者のみ)

- エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類(契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等)(ＪＶの場合は構成員全員分)
- オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し(ＪＶの場合は構成員全員分)
- カ 直近の評定値通知書の写し(ＪＶの場合は構成員全員分)
- キ 積算内訳書(落札候補者用)
- ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第８条第２項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書(ＪＶの場合は構成員全員分)
- ケ 契約保証に関する届出書

(４) メールアドレス

吹田市総務部契約検査室 keiyak_s@city.suita.osaka.jp

22 落札者の決定

- (１) 落札候補者について、開札後に 15 (３) 及び 21 (３) の証拠書類に基づく事後審査を行い、入札参加資格を確認した結果、適格者を落札者として決定する。なお、落札候補者は、本市からの連絡にすぐに対応できるように待機しておくこと。
- (２) 落札者の決定については、システムにより入札参加者全員(ＪＶの場合は、ＪＶの代表者)に通知する。

23 落札後の提出書類

- (１) 落札者は、以下の書類を速やかに提出すること。なお、紙書類を提出する前に電子ファイル(形式はPDF)にて、21 (３) の提出書類と併せて 21 (４) のメールアドレス宛に送信すること。各書類には所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記し、社印及び代表者印又は受任者印を必ず押印すること。(ＪＶの場合は構成員全員分)
- ア 提出場所 吹田市総務部契約検査室
- イ 提出書類
 - (ア) 財務諸表(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書)
株主総会で議決承認を受けた最新のもの。
 - (イ) 営業の沿革 最新のもの。
 - (ウ) 工事経歴書 過去２年間の土木一式工事の実績で完成済みのものを 10 件程度、官公庁等が発注した工事を中心に記入すること。
- (２) 前記の書類は市議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

- 24 契約の締結 市議会の可決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。
- 25 その他 (1) 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- (2) 本件は、入札参加資格確認申請及び入札手続に関し、システムを利用して行う電子入札案件であるので、郵送、電送、電報、持参等による申請又は入札は受付けない(ただし、15(3)の証拠書類は郵送、21(3)の証拠書類はメールにより提出後、押印の必要な書類を郵送又は持参により提出するものとする。)。
- 26 問合せ先 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市総務部契約検査室
電話(直通) 06-6384-1489